

## ソーシャルメディア利用ガイドライン 平成 28 年 12 月 20 日

ソーシャルメディア(注1)は、スマートフォンの普及により、場所、時間を問わず手軽に利用できるコミュニケーションの道具となりました。しかし、ソーシャルメディアの不適切な利用により発信者のみならず、その周囲の人や組織に個人情報の漏洩などの深刻な被害を与える事例が起きています。

本学においても、不正な利用によるトラブルや迷惑行為を未然に防止するため、下記のガイドラインを作成しました。

なお、本学の学生・教職員・関係者がソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害、守秘義務違反、名誉毀損の疑いが生じた場合には、関係機関と協議し、当該者の情報発信に関する履歴等を調査することがあります。また、不当行為を行った者は、懲戒処分の対象となります。

ソーシャルメディアに関するトラブルの相談窓口：事務局次長（内線 1111、次長不在の場合は総務課へ）

(注1)ソーシャルメディアとは、インターネット上のブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、電子掲示板、動画投稿サイト等、特定または不特定の人に情報共有を行うメディア。Facebook、Twitter、LINE、ブログ、動画共有サイト等を指す。

### ガイドライン

- 1) 基本的人権、肖像権、著作権を尊重し、著作権法をはじめ国内の法令、また外国にあってはその国の法令を遵守すること。
- 2) 自身のみならず個人情報に関連する発信は、対象者やその内容などを考慮して慎重に行うようにする。匿名でも個人情報・プライバシーは、過去の投稿や位置情報から、個人や居住地等が特定できてしまう場合があります。また、一度インターネット上に公開された、こうした情報は保存され、完全に削除できなくなることを理解して利用する。
- 3) 守秘義務のある情報を授業、実習、研究で取り扱うことがある。情報の漏洩や第三者に公開しないようにする。
- 4) 虚偽や、誤解を招く情報を発信しない。また、批判や中傷があった場合は冷静に対処する。
- 5) 所属を明らかにして、個人の意見や政治的見解等を表明するブログやホームページを作成する場合は、「このブログは個人の意見・見解であり、長野県看護大学の意見を代表するものではありません」等の、免責文を記載しておく。
- 6) ソーシャルメディアに発信した情報が、他者に精神的、経済的損害を与えたり、誤解を与えたりした場合には、速やかに誤りを認めて誠実に謝罪、訂正等の対応をすること。訂正の際は、訂正した事実がわかるよう明記すること。